

鎌 総 第 3499 号

平成30年2月19日

鎌倉市議会議長

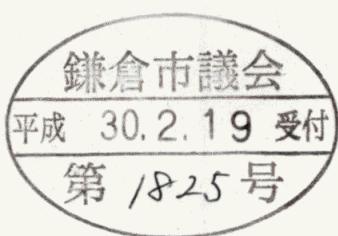
山 田 直 人 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市 長 (防災安全部市民安全課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 6 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

防犯灯の LED 化（ESCO 事業）に伴い自治町内会等から移管を受けるにあたって、自治町内会、NTT、土地所有者等からの使用許可を得る必要があるがどのようにになっているのか。
使用許可を文書で取り交わす必要があると思われるが、書類が存在していないがそれで問題はないのか。

2 質問の理由

使用許可書類一式が行政文書として存在していないので。

3 答弁

防犯灯 LED 化事業（ESCO 事業）の実施にあたっては、担当部署である防災安全部市民安全課が、使用許可などの各種手続きについて、申請等の必要の有無を各関係機関に確認の上、必要なものについては文書の取り交わしや申請を行った上で実施をしたものです。

まず、自治・町内会とは、「鎌倉市防犯灯 LED 化事業に係る合意書」を締結し、自治・町内会が所有する柱について使用許可を得ています。次に、東京電力への使用許可については、電気使用申込を行うことが東電柱への防犯灯添架の了承を得る手続きを兼ねており、その電気使用申込については、市が委託した ESCO 事業者が東京電力に対し行っていることから、許可が得られているところです。また、私有地に防犯灯が設置されている場合ですが、自治・町内会から市への移管前に、各自治・町内会で土地所有者の方の同意をとっていただくことを移管条件としてお願いしており、自治・町内会において、口頭等にて地権者の同意は得られています。その他、NTT 柱への添架申請については、既存の防犯灯具の交換工事を行い、その後市で維持管理を行っていくことについて、新たな使用許可は不要であることを ESCO 事業開始前に NTT に口頭で確認しております。同様に道路の使用についても所管部局等に口頭で確認の上、事業を実施しました。

以上、防犯灯の LED 化事業に際しては、各種使用許可や了承を得て、事業を実施しています。